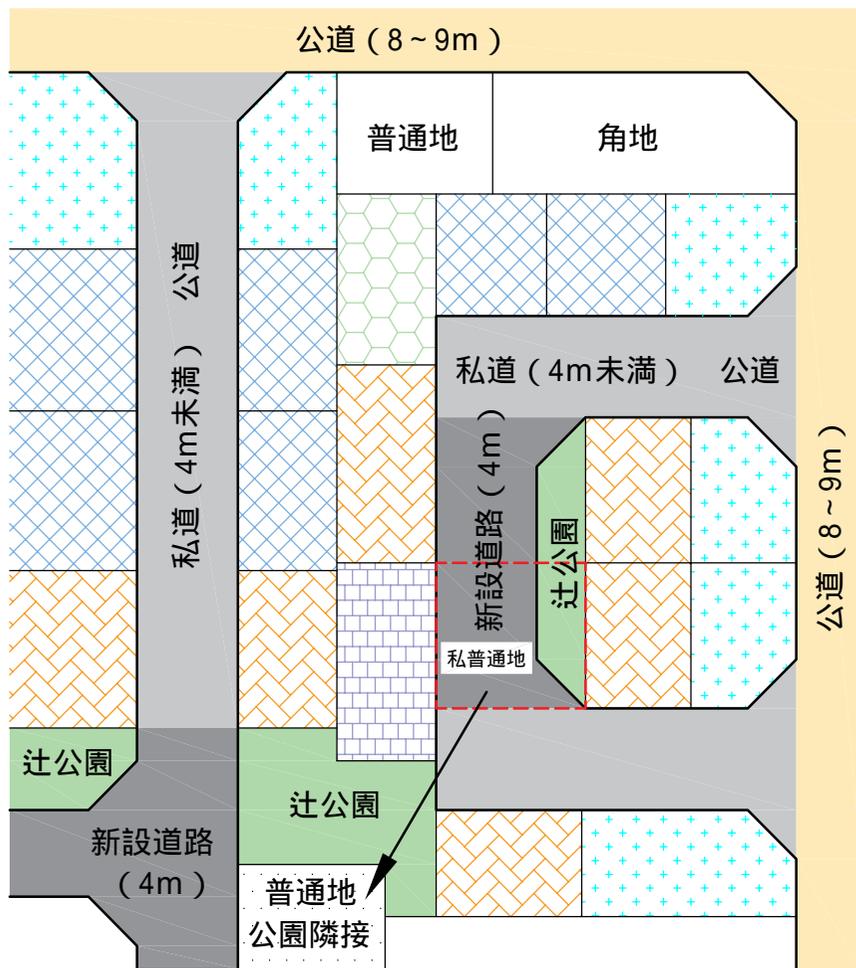


# 篠崎駅西部地区地における清算金の考え方 (以下のモデルは清算金の目安とお考え下さい。)



## 公道に接する宅地

普通地

ほぼ±0

角地

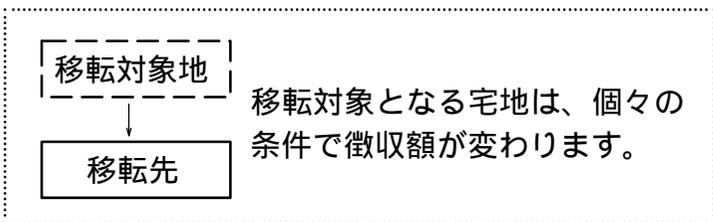
接道条件が変わらないので所有面積に関わらず基本的に清算金は発生しません。

## 私道に接する宅地

《例》所有面積が50㎡前後 (うち私道持ち分2割程度) の場合。

所有面積により清算金は異なります。

| 凡例 | 清算金目安              | 考え方  | 接道条件                        |
|----|--------------------|--|-----------------------------|
| +  | 交付<br>数万円～<br>数十万円 | 私道の持ち分に対する交付から、接道条件の改善による若干の徴収を差し引いた額の交付となります。     | 私角地<br>↓<br>角地              |
| 小  | 徴収<br>数万円          | 接道条件が通り抜け公道に変わることに對して徴収となります。                      | 私準普通地<br>↓<br>準普通地          |
| +  |                    |  | 私普通地<br>↓<br>普通地            |
| +  | 数十万円               | 接道条件が通り抜け公道に変わること、辻公園に面するもしくは接道面が広がることに對して徴収となります。 | 私普通地又は<br>私準普通地<br>↓<br>普通地 |
| +  | 数十万円               | 接道条件が通り抜け公道に変わること、辻公園に面し接道面が広がることに對して徴収となります。      | 私準普通地<br>↓<br>普通地           |



私道は公道に置き換わるため、清算金の交付対象となります。

上記、清算金目安は私道持ち分の交付を差し引いた額となっております。表中、「私 地」とは私道に接道しているという意味です。